

平成十四年三月八日受領
答弁第三八号

内閣衆質一五四第三八号

平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した小泉純一郎総理大臣の責任等に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した小泉純一郎総理大臣の責任等に関する質問に対する答弁書

一について

小泉内閣総理大臣は、鈴木宗男衆議院議員（以下「鈴木議員」という。）を平成十三年十月及び本年一月の二度にわたりタジキスタン共和国へ総理特使として派遣したこと（以下「本件派遣」という。）については、衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した経緯等に関する質問に対する答弁書（平成十四年三月一日内閣衆質一五四第三三号。以下「前回答弁書」という。）八から一一までについてで述べた派遣の経緯等に照らし、現時点においても、問題はなかったと考えている。

二について

御指摘の「不自然に権力を持ちすぎているということ」がどのような状態を指すのか必ずしも明らかではないが、小泉内閣総理大臣は、本年三月四日に外務省が公表した「北方四島住民支援に関する調査結果報告書」（以下「報告書」という。）に指摘されているような鈴木議員と外務省との関係については承知していなかった。

三及び四について

御指摘の「不自然なまでの権力を増長させること」がどのようなことを指すのか必ずしも明らかではないが、小泉内閣総理大臣は、本件派遣については、一について述べたとおり問題がないから、このことが報告書に指摘されているような鈴木議員と外務省との関係に結び付いたとは考えていない。

五について

総理特使の派遣の要否及びその選任については、当該外交問題の性質等を踏まえて判断されるものであり、「本人の申し出」のみによって決定されるものではない。

六について

平成九年三月から本年二月までの間の総理特使の派遣のうち、外務省が把握し得たものの氏名、派遣先、派遣期間、派遣目的及び派遣当時の内閣は、別表のとおりである。

七について

外務省において限られた期間で可能な調査を行ったが、少なくとも過去五年間においては、お尋ねのよ
うな事例は見当たらなかった。

八について

タジキスタン共和国に約三か月間に二度総理特使を派遣したのは、前回答弁書八から一一までについて述べたとおり、それぞれについて派遣の必要性が認められたことによる。

九について

外務省において限られた期間で可能な調査を行ったが、少なくとも過去五年間においては、橋本内閣における平林博内閣外政審議室長及び高村正彦外務政務次官の事例、小泉内閣における森喜朗前内閣総理大臣の事例がある。

一〇について

外務省は、本件派遣については、前回答弁書八から一一までについて述べた派遣の経緯等に照らし、現時点においても、問題はなかったと考えている。

別表

氏名(役職は派遣当時)	派遣先	派遣期間	派遣目的	派遣当時の内閣
平林博内閣外政審議室長	レバノン、シリア	平成九年三月二日から七日まで	二国間関係及び中東和平問題についての意見交換のため	橋本内閣
高村正彦外務政務次官	ペルー、キューバ、ドミニカ共和国	平成九年三月十七日から二十三日まで	在ペルー日本国大使公邸人質事件の平和的解決への協力について話し合うため	橋本内閣
平林博内閣外政審議室長	ミャンマー	平成九年六月十一日から十三日まで	ミャンマーが平成九年七月にASEANに加盟することが決定したことを踏まえ、ミャンマー政府の民主化努力に対する働き掛けを強化するため	橋本内閣
今川幸夫元カンボディア王国駐節特命全権大使	カンボディア	平成九年六月二十五日から二十七日まで	カンボディアの内政に対する国際社会の懸念を伝え意見交換を行うため	橋本内閣
土井たか子前衆議院議長	インド	平成九年九月十三日及び十四日	マザーテレサ国葬参列のため	橋本内閣
田邊敏明外務省国際貿易・経済担当兼地球環境問題担当大使	イタリア	平成九年十一月一日から三日まで	気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の成功に向けた働き掛けのため	橋本内閣
高村正彦外務政務次官	アメリカ合衆国	平成九年十一月三日から六日まで	気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の成功に向けた働き掛けのため	橋本内閣
平林博内閣外政審議室長	クウェイト、カタール、バハレーン、アラブ首長国	平成九年十一月七日から十八日まで	日・湾岸協力理事会(GCC)二十一世紀協力について提案を行うため及び気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の成功に向けた働き掛けのため	橋本内閣

	黒河内康外務省参与	タンザニア	平成九年十一月十五日 日から二十日まで	気候変動枠組条約第三回締約国会議（COP3）の 成功に向けた働き掛けのため	橋本内閣
	遠藤武彦通商産業政務次 官	連合王国、オ ランダ	平成九年十一月十一 日及び十二日	気候変動枠組条約第三回締約国会議（COP3）の 成功に向けた働き掛けのため	橋本内閣
	山本公一環境政務次官	ドイツ、フラン ス	平成九年十一月十二 日から十六日まで	気候変動枠組条約第三回締約国会議（COP3）の 成功に向けた働き掛けのため	橋本内閣
	鈴木宗男内閣官房副長官	ウガンダ、ケニ ア、タンザニア	平成十一年八月十六 日から二十一日まで	ユネスコ事務局長選挙に関する我が国への支持要請 のため	小淵内閣
	登誠一郎内閣外政審議室 長	レバノン、シリ ア	平成十一年十二月二 日から六日まで	二国間関係及び中東和平問題についての意見交換 のため	小淵内閣
	高村正彦前外務大臣	エジプト、アル ジェリア	平成十二年二月八日 から十四日まで	包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期批准要請 のため	小淵内閣
	鈴木宗男衆議院議員	ロシア	平成十二年四月三日 から六日まで	プーチン大統領代行との会談のため	小淵内閣
	野呂田芳成衆議院議員	スリ・ランカ	平成十二年八月二十 日から二十二日まで	二国間関係の強化のため	森内閣
	橋本龍太郎内閣総理大 臣	サウディ・アラ ビア	平成十二年十一月十 六日から二十日まで	第七回国際エネルギーフォーラム出席のため	森内閣
補	浦部和好内閣官房副長官	ガーナ、セネガ ル	平成十三年一月二十 七日から二月三日ま で	森総理のアフリカ訪問の成果を伝達するため	森内閣

高村正彦元外務大臣	イラン、サウジアラビア	平成十三年九月三十日から十月五日まで	米国における同時多発テロ事件に対する国際的連携を働き掛けるため	小泉内閣
鈴木宗男衆議院議員	タジキスタン	平成十三年十月七日及び八日	米国における同時多発テロ事件に対する国際的連携の確認及び難民対策に関する意見交換のため	小泉内閣
橋本龍太郎元内閣総理大臣	エジプト、アラブ首長国連邦	平成十三年十月七日から十一日まで	スエズ運河架橋完成式典出席のため及び米国における同時多発テロ事件を受けた意見交換のため	小泉内閣
池田行彦元外務大臣	アメリカ合衆国	平成十三年十月九日から十二日まで	マンズフィールド米国元駐日大使の葬儀出席のため	小泉内閣
森喜朗前内閣総理大臣	インド	平成十三年十月二十八日から三十日まで	米国の同時多発テロ事件を含む国際情勢について意見交換のため	小泉内閣
山口泰明前外務大臣政務官	パラオ、カメルーン、セネガル、マリ	平成十四年一月十日から二十日まで	コロール・バベルタオブ橋の完成式典出席のため及び平成十三年十二月のアフリカ開発会議(TICA D)閣僚レベル会合への協力を表明し友好関係を増進するため	小泉内閣
森喜朗前内閣総理大臣	ウズベキスタン	平成十四年一月十四日から十七日まで	アフガニスタン復興支援国際会議への協力要請のため	小泉内閣
鈴木宗男衆議院議員	タジキスタン	平成十四年一月十五日及び十六日	アフガニスタン復興支援国際会議への協力要請のため、我が国とタジキスタンとの外交関係樹立十周年記念のため及び在タジキスタン日本国大使館の開設レセプション出席のため	小泉内閣